

施策：	17	子育て支援の推進	財務コード	01030201-02-217
基本事業：	05	子どもの人権の尊重	担当部	こども部
基本事業の成果指標	子どもの人権に関する相談窓口を知っている市民の割合 子どもの人権を守るための施設入所対応率		担当課	こども家庭課
			担当係	こども家庭担当



事務事業が貢献すべき成果

計画年度	昭和47年度 ~	新規・継続	継続	会計区分	一般会計	実施計画
1. 対象（誰、何に対して事業を行うのか）		2. 手段（事務事業の内容、やり方、手順）				
妊婦及び18歳未満の子ども及びその子どもを養育する者		妊婦、児童、保護者等からの様々な相談に適切に対応できるように、こども家庭センター相談員を配置するとともに、妊娠・出産における各種相談や家庭内や学校等における児童の育児等の悩みや問題点の相談に当たる。虐待等については、要保護児童対策地域協議会として、関係各課、関係機関等と連携をとりながら問題の解決に当たるとともに、虐待防止の啓発を行う。				
3. 意図（この事業によって対象をどのような状態にしたいのか）		（R5年度までは「家庭児童相談事業」） 【根拠法令】児童福祉法 【補助金】児童虐待・DV対策等総合支援事業費（国1/2、市1/2） （R6年度からは「こども家庭センター運営事業」） 【根拠法令】児童福祉法 【補助金】子ども・子育て支援交付金（国2/3、県1/6、市1/6）				
妊産婦の安全な養育環境の整備及び児童の健全育成を図る。（次世代を担う子どもたちを、保護者が安心して育てられる環境をつくる）						
4. 成果（簡易評価は未記入）						

成果指標名称	単位	04年度	05年度	06年度	07年度	08年度	09年度	目標
		実績	実績	当初	要求	計画	計画	
支援プラン終結割合（年間）	%	97	93.9	97	97			98
のべ相談件数（年間）	件	7,146	9,954	7,000	9,954			9,500

5. コスト								
事業費	計	千円	15,158	18,186	31,627	34,582		
	国	千円	7,990	7,990	14,373	20,900		
	県	千円	0	0	1,595	5,225		
	地方債	千円	0	0	0	0		
	その他	千円	0	0	0	0		
一般	千円	7,168	10,196	15,659	8,457			
正職員人工数	人工	1	5.1	5.1				
正職員人件費	千円	7,728	39,857	40,917				
トータルコスト(事業費+正職員人件費)	千円	22,886	58,043	72,544	34,582			

6. 成果状況及びコメント（簡易評価は未記入）	
あがっている どちらかといえばあがっている あがっていない（停滞・低下）	<現状>新規相談件数：247件、延べ相談件数（連携含む）：9,954件 新規件数は減少、延べ相談件数は増加 <原因>家庭環境や就労形態の変化などにより問題内容の多様化や親の養育環境の変化、ネグレクト家庭の増加、DV（面前DV含む）通告等で、相談件数が増加してきている。受理会議、教育委員会連携会議、母子児童連携会議を開催することにより、より緊密な連携が図れるようになり、その分、連携数が増加した。また、R4年度から相談員が5名体制になり、きめ細やかな情報連携を実施できていることも件数増加に繋がっている。 <その他>相談に対して関係機関と緊密な連携を図り、問題の解決や支援に取り組んでいる。

7. 評価及びコメント（簡易評価は未記入）			
対象動向	維持	類似事業	なし
手段効率化余地	なし	コスト削減余地	なし
公的関与	妥当性がある	受益者負担	余地なし
上位貢献度	影響度は中	業務推進課題	あり
成果向上余地	中程度		

8. 改善改革案（簡易評価は必要な場合のみ記入）	改善方向性	維持	見直し	廃止	事業終了
--------------------------	-------	----	-----	----	------

改革案/期待する成果/必要性/推進スケジュール/必要な費用（維持/事業終了の場合は記入する必要なし）	
児童福祉部門相談員と母子保健部門相談員の連携強化を図るため相互の役割を認識する必要がある。そのための研修会や勉強会の実施を検討する必要がある。	

事業開始背景及び現在の環境変化（市民・議会等の要望）	備考・特記事項 or 進行管理欄
昭和39年4月22日厚生省事務次官通達）福祉事務所への設置義務昭和47年の市制施行により福祉事務所の設置とともに設置令和4年4月1日、「子ども家庭総合支援拠点」の設置（機能の拡充）し、R4.4月～相談員を5名体制令和6年4月1日、こども家庭センター立ち上げ	昨今の児童虐待件数の増加に伴い、児童虐待対応の体制強化のため、児童福祉法等の改正が平成28年6月交付され、児童虐待の発生防止、迅速・的確な対応等の対策強化が図られた。妊娠期から切れ目ない支援のため、子育て世帯包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点を一体化（こども家庭センター）